

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 9 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600144号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600123号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年9月1日から平成18年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年11月から平成22年8月までは16万円、同年9月から平成23年8月までは19万円、同年9月から平成24年8月までは18万円、同年9月から平成25年8月までは17万円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の被保険者期間及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成19年12月14日は1万5,000円、平成20年12月15日は3万5,000円、平成21年12月15日は4万円、平成22年4月15日は8万4,000円、同年12月15日は20万8,000円、平成23年4月15日は8万4,000円、同年12月15日は21万8,000円、平成24年4月13日は8万4,000円、同年12月14日は23万9,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年11月1日から平成25年9月1日まで  
② 平成19年12月14日  
③ 平成20年12月15日  
④ 平成21年12月15日  
⑤ 平成22年4月15日  
⑥ 平成22年12月15日  
⑦ 平成23年4月15日  
⑧ 平成23年12月15日  
⑨ 平成24年4月13日  
⑩ 平成24年12月14日

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が、平成18年11月1日と記録されているが、事業所の届出が遅れたため、当該取得年月日から平成25年9月1日までの厚生年金保険被保険者期間(請求期間①)及び請求期間②から⑩までの各期間の標準賞与額が、いずれも保険給付の対象とならない記録になっている。

しかしながら、請求期間①の給与及び請求期間②から⑩までの各期間の賞与から、いずれ

も厚生年金保険料を控除されていたので、各請求期間について、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る雇用契約書、賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者が、平成18年11月1日から同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年11月から平成22年8月までは16万円、同年9月から平成23年8月までは19万円、同年9月から平成24年8月までは18万円、同年9月から平成25年8月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑩までの各期間について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を請求期間の標準賞与額として認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、賃金台帳等により確認できる賞与支給額（業績一時金を含む。）及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は1万5,000円、請求期間③は3万5,000円、請求期間④は4万円、請求期間⑤は8万4,000円、請求期間⑥は20万8,000円、請求期間⑦は8万4,000円、請求期間⑧は21万8,000円、請求期間⑨は8万4,000円及び請求期間⑩は23万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600160号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600124号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者の取得年月日を昭和60年1月26日、喪失年月日を昭和62年1月27日とし、当該期間の標準報酬月額については、昭和60年1月から同年9月までは20万円、同年10月から昭和61年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

昭和60年1月26日から昭和62年1月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月26日から昭和62年1月27日まで

請求期間当時、事情があつて氏名及び生年月日を「B、昭和24年\*月\*日」として、A社に勤務した。当該期間について、厚生年金保険の記録訂正を年金事務所に請求したところ、同社における「B」名の被保険者記録が存在するものの、当該記録が私の記録であることが確認できないと判断され、年金記録は訂正されなかった。

当該「B」名の厚生年金保険被保険者記録は、私のものであるので、請求期間における厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者が請求期間当時を使用していたとする氏名(B)及び生年月日(昭和24年\*月\*日)と一致する、基礎年金番号に統合されていないA社における厚生年金保険被保険者記録(取得年月日は昭和60年1月26日、喪失年月日は昭和62年1月27日)が確認できる。

また、請求者は、A社に入社した当時、請求者と同じ業務に従事していたとする同僚5人の名前を挙げているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、当該5人全員が、請求期間当時、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、請求期間当時のA社の複数の従業員は、「請求期間当時、A社にB姓の従業員は一人しかいなかった。」旨陳述している上、同社における勤務及び請求期間当時の生活状況等に係る請求者の陳述内容は、請求期間当時の同社の複数の従業員が陳述するB姓の従業員の勤務状況等と符合している。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない「B」名の厚生年金保険被保険者記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、A社の事業主は、請求者が昭和60年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和62年1月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、前述の「B」名の厚生年金保険被保険者記録から、昭和60年1月から同年9月までは20万円、同年10月から昭和61年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500704号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600040号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和41年3月まで  
② 昭和41年4月から昭和46年3月まで  
③ 昭和46年4月から昭和47年3月まで

請求期間①について、昭和37年頃に、自宅に来たA県B市C区(現在は、D区)役所の職員を通じて、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和36年4月に遡って国民年金保険料を納付し、その後の国民年金保険料についても、母が、3か月ごとに集金に来た同区役所の職員に納付してくれた。

現在、請求期間①のうち、昭和37年6月から昭和40年3月までの国民年金保険料が納付済みと記録されている。当該記録は、昭和52年に社会保険事務所(当時)において記録統合されたものであり、その国民年金保険料の納付は元夫が行ってくれたものだと思うが、母は、それとは別に請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間②について、昭和41年3月頃にC区からE県F市G区に住所を移したが、C区で母が国民年金保険料を納付してくれていた国民年金手帳記号番号により、私が、3か月ごとに集金に来たF市G区役所の職員に国民年金保険料を納付した。なお、請求期間②には会社に勤めていた期間も含まれているが、国民年金と厚生年金保険は別だと思っていたので、そのまま国民年金保険料を納付していた。

請求期間③について、昭和46年4月頃にF市G区から同市H地区に転居した頃は忙しく、国民年金保険料を納付していなかったが、落ち着いた昭和47年12月頃に未納となっていた約1年分の国民年金保険料を一括して納付した。

請求期間①から③までの国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国年番号」という。)は、昭和37年8月22日にC区において請求者の元夫と連番で払い出されており、「国年番号」により、請求期間①のうち昭和37年6月から昭和40年3月までの国民年金保険料が納付されていたことが、請求者が所持する資料から確認できるところ、請求者は、「国年番号」に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付は請求者の元夫が行ってくれたものであり、それとは別に、請求者の母が、昭和37年頃に同区において国民年金の加入手続きを行い、請求期間①の国民年金保険料を納付してくれており、「国年番号」とは別の国民年金手帳記号番号があった旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、C区において、請求期間①の期間に払

い出された国民年金手帳記号番号の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する「国年番号」とは別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、この場合、請求者の母は、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間①当時の具体的な状況が不明である。

請求期間②について、請求者は、その母がC区で加入手続を行ったことにより払い出された国民年金手帳記号番号を使用して、請求者が、F市G区役所の職員に3か月ごとに国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、C区において払い出された請求者の国民年金手帳記号番号は「国年番号」以外には確認できず、このことは請求者の主張と符合しない。

また、請求者の主張内容を踏まえると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を現年度納付することになるところ、請求者が請求期間②の国民年金保険料をF市G区において現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、同市G区における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、この場合、請求者は、同市G区において請求期間②の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、F市G区の職員に請求期間②の国民年金保険料を納付すると、小さな領収証書が交付された旨主張しているが、請求期間②当時のF市における国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であり、請求者が主張する納付方法とは符合しない。

請求期間③について、請求者は、F市H地区に住所を移した後の昭和47年12月頃に、未納となっていた約1年分の国民年金保険料を一括して納付した旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和48年1月31日に、「国年番号」とは別の国民年金手帳記号番号が同市H地区において払い出されており、同番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日などから判断すると、請求者の同市H地区における国民年金の加入手続は、昭和47年12月頃に行われたものと推認できる。

しかしながら、F市H地区における加入手続時点（昭和47年12月頃）において、請求期間③の国民年金保険料を納付する場合、過年度保険料（国庫金）として納付することになるが、当該納付に際して使用した納付書の様式について、請求者は、小さな白色の紙で複写式ではなかったと思う旨主張しているところ、「国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令」（昭和40年7月1日大蔵省令第45号）によると、過年度保険料の納付書は、3部の複写式による様式であることが定められている上、請求者は、請求期間③に係る国民年金保険料の納付場所等の記憶が明確ではない。

このほか、請求期間①から③までは合計132か月に及んでおり、複数の市町村において、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い上、請求者及びその母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600218号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600041号

## 第1 結論

昭和42年6月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年6月から同年12月まで

請求期間当時、A県B市の市場にあったC事業所において、事業主の自宅に住み込みをして勤務していたが、住民票は、実家のA県D市に置いたままにしていた。

C事業所では、毎月、給料をもらう都度、事業主に1,000円から1,500円ぐらいを請求され現金を渡していたが、同事業所は個人事業所であり、厚生年金保険に加入していなかったことから、事業主は、渡した現金の中から、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「毎月、1,000円から1,500円ぐらいの現金を勤務先の事業主に渡していたので、事業主は、私の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者が請求期間当時の住所地であると陳述するD市において払い出された国民年金手帳記号番号の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、請求者は、国民年金に未加入であることから、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間当時における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳が必要となるところ、請求者は、「請求期間当時に国民年金手帳を受け取った記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、請求者は、「毎月、事業主に渡していた現金から、事業主は、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付方法は分からない。渡した現金の内訳も分からない。」旨陳述しており、請求者が事業主に渡していた現金に、国民年金保険料分が含まれていたことを裏付ける事情は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間当時に勤務したとする店舗名、事業主の姓、その弟の氏名を記憶していることから、これらについて調査を行ったが、事業主及びその弟を特定することができず、請求期間当時の状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600151号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600042号

## 第1 結論

平成5年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月

平成6年又は平成7年頃に、「国民年金の未納分があるので、至急、支払いしてください。」というはがきが自宅に届いたため、夫と一緒にA県B市役所に行き、同市役所の窓口において、持参したはがきと年金手帳を提示し、国民年金の必要な手続を行った。その際、年金手帳に、国民年金の記号番号、結婚後の氏名及び当時住んでいた住所を記入してもらった。

請求期間の国民年金保険料については、手続の際に、窓口の担当者から未納期間と納付金額を聞き、夫と相談し、その場で平成5年2月から同年4月までの3か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。また、納付に当たって納付書の発行は無く、手書きで納付期間と納付金額が記載された領収証書1枚を受け取った。

請求期間を含む3か月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間の1か月のみ未納になっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成6年又は平成7年頃に、B市役所において国民年金の加入手続を行った際に、請求期間を含めた平成5年2月から同年4月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間直後の同年3月及び同年4月の国民年金保険料については過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の平成5年2月27日付け国民年金第1号被保険者資格取得及び同年5月15日付け国民年金第3号被保険者種別変更に係る入力処理が、いずれも平成7年5月18日に行われていることがオンライン記録により確認できることから、これらの届出は同日に行われたものと考えられ、併せて、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録及び国民年金の届書の社会保険事務所(当時)への報告に係るB市の回答から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続などは平成7年4月に行われたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点において、納付済みと記録されている平成5年3月及び同年4月の国民年金保険料は過年度納付が可能であったのに対し、請求期間の国民年金保険料は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の時効の規定により納付することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。